

## 時間外・休日労働に関する36協定とは

**Q**、従業員を残業させる場合には、36協定届を労働基準監督署に提出しなければならないと聞きました。詳しく教えてください。

**A**、36協定(時間外・休日労働に関する協定)とは、使用者が労働者に対して原則1日8時間・週40時間を超えて労働させる場合や、週1日の法定休日に労働させる場合に、使用者と労働者の代表との間で締結が必要な労使協定のことです。法定休日とは週に1日、変形休日制の場合は4週間を通じて4日以上の日を付与しなければならない休日のことです。労働者の代表とは、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者のいずれかです。

36協定は事業場ごとに労使協定を締結し、所定の36協定届を作成して、所轄の労働基準監督署へ届け出ることで効力を発します(労働者への周知も必要)。この協定によって、原則月45時間・年360時間までの時間外労働が可能になります。

また、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、「特別条項付き36協定」を結ぶことも可能です。ただし、この労使協定は臨時的なものに限られ1年の半分(6回)を超えない範囲で、時間外労働の具体的な理由を記載する必要があります。「忙しくなりそう」という曖昧な理由では認められません。

36協定は管理監督者を除く全労働者が対象となり、次の事項を明記します。

①適用される労働者の範囲 ②対象期間(最長1年) ③時間外労働・休日労働をさせる理由 ④時間外労働させる時間数・休日労働をさせる日数。

36協定を締結せずに労働者に時間外労働をさせた場合は、処罰の対象となりますので、ご注意ください。